

訓 令

埼玉県教育委員会教育長訓令第2号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会教育長の権限に属する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十六年埼玉県教育委員会教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第四県立学校部の表保健体育課の項第五号部長専決事項の欄中「第五条ただし書及び第七条」を「第二条の規定によりその例によることとされた公立学校の学
校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十三年政令第208十三号）第四条ただし書及び第六条」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。